

男女共同参画社会の形成に向けた条例の

基本的な考え方について

平成14年2月

兵庫県男女共同参画推進委員会

はじめに

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、国においては、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

兵庫県では、平成13年3月に「ひょうご男女共同参画プラン21」を策定し、このプランに基づき、現在、各種施策が展開されていますが、今後さらに、プランの着実な推進を図り、県だけではなく、県民、事業者などの主体的な取組を進めるためには、法的な基盤となる条例の制定が求められており、県民の理解を深め、兵庫県の地域特性に応じた施策を展開するうえで、条例を制定することは大変意義のあることと考えます。

男女共同参画推進委員会では、昨年7月から政策部会を6回、全体会を3回開催し、兵庫県の現状や地域特性などを勘案しながら、兵庫県における男女共同参画社会の形成に向けた条例の基本的な考え方、盛り込むべき基本的事項等について検討を重ねてきました。

また、昨年10月には、これまで議論してきた内容を中間報告「論点整理」として取りまとめ発表し、県内各地域における意見交換会やフォーラムの開催、インターネット等を通じて広く意見募集を行い、県民の皆さんや団体・グループの方から約500件のご意見やご提言をいただきました。

その後、これらの貴重な意見を参考に、さらに議論を深め、このたびの提言を取りまとめました。

当委員会としては、この提言を踏まえ、県において、できるだけ速やかに条例を制定され、県民と県が一体となって男女共同参画社会の形成に向けて一層取組を進められることを期待します。

兵庫県男女共同参画推進

委員会

座長 上杉

孝實

目次

はじめに

1	条例の必要性について	1
1	1 これまでの取り組み	1
2	2 条例制定の必要性	2
3	3 条例制定の意義及び効果	2
4	4 兵庫県の特徴	3
2	2 条例の名称について	5
3	3 条例に盛り込むべき内容について	5
1	1 前文	5
2	2 目的	6
3	3 定義	6
4	4 基本理念	6
5	5 基本目標	7
6	6 責務	8
7	7 団体等との連携及び協働	8
8	8 性別による権利侵害の禁止	8
9	9 計画の策定	9
10	10 県施策の策定及び実施にあたっての配慮	9
11	11 県民等の理解を深めるための措置	9
12	12 家庭・地域生活と職業生活との両立支援	9
13	13 教育の場における男女共同参画社会の形成促進	9
14	14 積極的改善措置	9
15	15 市町等に対する支援	10
16	16 調査研究	10
17	17 年次報告	10
18	18 事業者からの報告等	10
19	19 事業者との協定	10
20	20 農林水産業及び商工業等の自営業における男女のパートナーシップの確立	10
21	21 推進体制の整備	10
22	22 拠点施設の整備	11
23	23 男女共同参画推進員の設置	11
24	24 第三者機関の設置	11
25	25 兵庫県男女共同参画審議会	11

4 参考資料

1 兵庫県男女共同参画推進委員会委員名簿	12
2 兵庫県男女共同参画推進委員会の開催経過	13

1 条例の必要性について

1 これまでの取り組み

- ・ 兵庫県では1978年(昭和53年)に「兵庫県婦人行動綱領」を制定して以来、1985年(昭和60年)に「ひょうごの婦人しあわせプラン」、1990年(平成2年)に「新ひょうごの女性しあわせプラン」を策定し、男女が対等なパートナーとして共にいきいきと暮らすことのできる社会の実現をめざしてさまざまな取り組みを進めてきました。2001年(平成13年)3月には「兵庫県男女共同参画計画 - ひょうご男女共同参画プラン21 - 」を策定し、さらなる施策の展開を図っています。
- ・ しかし、このような取り組みが進捗しつつあるにもかかわらず、「性別役割分担」を含む固定的な男女観や人権についての不十分な認識が、制度・慣習等をはじめ、あらゆる分野に根強く残っており、女性はもとより、男性の人権についても憂慮すべき問題を生じています。

さらに、ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント等、主に女性の人権を大きく侵す新たな問題も浮上してきました。性にとられることなく、全ての人が輝いて生きることができるよう解決すべき課題は、まだまだたくさんあります。
- ・ 日本の社会・経済の構造的な変化は、どの人にも大きな関わりを持っています。少子・高齢化の一層の進行、家族形態の多様化、国内経済活動の成熟化や国際化と、それに伴う雇用の専門化や流動化等、日常生活にも大きな変動が押し寄せてきています。

また、身近な国際化、情報技術の進展がもたらす情報量の肥大化、厳しさが増している環境問題も、日々の暮らしにさまざまな影響をもたらしています。
- ・ こうした状況を受けて、国においては、女性と男性が対等な社会の一員として、共に責任を持って社会や暮らしを担い、共に生きる喜びを得る「男女共同参画社会」実現の緊急性を認識して、1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。また、この法に基づき、2000年(平成12年)には「男女共同参画基本計画」が制定されました。男女が人権尊重の基盤に立って、家庭生活での活動とその他の活動<就業や地域活動等>を両立させることは、「男女共同参画社会基本法」の基本理念の一つですが、特に、少子・高齢化が進む中で、その理念を生かし、安心して子育てすることができる社会をつくるのが緊急の政策課題として求められています。そこで、2001年(平成13年)7月には、男女共同参画会議・専門調査会の提言を基に「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定されました。
- ・ 「ひょうご男女共同参画プラン21」は、「男女共同参画社会基本法」のもと、「男女共同参画基

本計画」を視野に入れ、兵庫県の男女共同参画社会づくりへ向けた総合的な施策を進めるための10年間(2010年=平成22年まで)の計画です。

計画は、広く県民の方々の意見をいただきつつ、「21世紀兵庫長期ビジョン」と整合を図り、兵庫県女性施策推進委員会からの提言に基づいて策定しました。一方、兵庫県の少子化対策総合推進計画「“すこやかひょうご”子ども未来プラン『行動計画編』」も、2001年(平成13年)8月に改定しました。その中で、今後重点的に取り組む大きな柱として“男女ともに仕事と家庭・地域生活の両立できる社会の実現”を盛り込むなど、家庭や子育てに夢を持つことができる社会をめざして、施策の推進を図ることにしています。

2 条例制定の必要性

男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題は、社会のあらゆる分野にわたっています。社会制度や慣行が男女に中立に働くよう絶えず見直すことが求められる一方、職場、家庭、地域社会の中で、人々の意識や行動を変えていくことも必要です。

そのため、男女共同参画社会の実現は、行政による取り組みだけで達成できるものではなく、県民一人ひとりの意識改革や自主的な努力に負うところも大きいと考えられることから、県民と行政が連携・協働して取り組みを進めることが重要です。

また、都道府県には、それぞれの特色があります。その特色に合わせた男女共同参画の取り組みや施策の展開が必要です。兵庫県においても、4に示した「兵庫県の特色」を十分に組み込み、特徴的な課題に対して、適切で、きめ細かな取り組みを速やかに進める必要があります。

こうしたことから、男女共同参画社会へ向けて、県民、事業者、団体、行政等のあらゆる行動主体による本県の地域特性を勘案した取り組みを進めるために、その基盤としての条例を整備することが求められます。

3 条例制定の意義及び効果

< 県及び県民の意思の表明 >

条例の制定に伴い、男女共同参画社会の実現に向けた本県の強い意思・基本姿勢を表明することになります。

< 県民の参画と協働による男女共同参画の推進 >

条例の制定過程を通じて、男女共同参画社会の実現に向けた県民の参画を進めることができます。また、男女共同参画社会の実現は、行政の対応のみで達成できるものではないことから、条例で県民、事業者、県の役割と責任を明確にすることにより、各行動主体が積極的に取り組むことができ、相互の連携・協働を図ることができます。

< 県施策の総合的・効果的な展開の具体的法的基盤の明確化 >

条例を制定することにより、県が実施する各分野にまたがる男女共同参画施策に法的根拠を付与し、強力に推進することができるとともに、関連する施策を体系化し総合的に推進することができます。

< 総合的・効果的な推進体制の整備 >

審議会の設置や推進体制を整備・強化することにより、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進することができます。

< 地方分権 >

男女共同参画施策展開の根拠を基本法のみならず条例で位置づけることにより、地域の特性に応じた施策を展開することができ、かつ、地方分権時代に合致した県の主体性を発揮することができます。

4 兵庫県の特色

兵庫県においても、少子化や高齢化、家族の多様化、経済の成熟化や国際化等、全国に共通する現状や課題を抱えています。また、兵庫県の県域は、広大で、気候風土にも多様性が見られます。こうした違いが、人々の生業や暮らし方、慣習、しきたり、意識等にも関わっています。全国に共通する課題等に加えて、兵庫県の顕著な現象として、以下のことが挙げられます。

< 依然解消されない男女の役割分担 >

1999年(平成11年)に県が実施した「男女共同参画社会の形成についての意識と実態に関する調査」では、「性別役割分担(男は仕事、女は家事・育児)」に肯定的な(同感する)人は39.6%であるのに対し、否定的な(同感しない)人は31.3%となっています。

また、この調査では、<家庭生活>や<社会通念・慣習・しきたり>において「男女平等になっている」と答えている人は、それぞれ19.4%、6.9%でしたが、10年前の調査と比べると、<家庭生活>では10.8ポイント、<社会通念・慣習・しきたり等>では0.7ポイント減っています。もっとも、この減少は、状況が逆行したというのではなく、これまで気づかれていなかった<男性優位>に気づいた人たちが増えてきたとも受け止めることができます。いずれにしても、これらの数値から、依然として固定的な性別役割分担意識が残っていることが窺えます。

< 地域の多様性がもたらす「女性と就業」の課題 >

神戸・阪神地域に代表される大都市圏では、女性の就業率は、極めて低い状況にあります。このことは、この地域の特色として、いわゆるサラリーマン層が多く、転勤が多いことや核家族化に伴い、子育ての責任の多くを母親一人が担わなければならないといった環境も一つの要因と考えられます。

一方、農林漁業のウェイトが高い地域では、女性の就業率は高い状況にあります。

これは、多くの女性が家業としての農業等に従事していることが一つの要因と考えられます。さらに、こうした地域は、おおむね高齢化も進んでおり、就業、家事・育児に加えて、介護も女性がその責任の多くを担っており、長時間労働や多重な負担を背負っています。これは、さまざまな自営業でも言えることで、地域性と生業の多様性が女性の就業や生き方にもたらす課題は少なくありません。

< 男女共同参画への取り組みの地域間格差 >

従来、都市部を中心に、民間グループや団体等の自発的な取り組みが積極的に展開されるとともに、行政においてもいち早く、計画の策定や女性センター等の設置など、男女共同参画に向けた先導的取り組みが展開されてきました。こうした地域では、男性にも自らの生き方を見直すという動きが見られ始めています。最近では、どの地域でも、男女共同参画への女性の動きが高まり、それらが核となって行政を動かし、計画の策定等の取り組みが動き出した自治体も増えてきています。

しかし、こうした動きは、民間のグループ等も含めて、まだ<点>の段階で、自治体間の<線>や<面>にはつながりにくく、依然として取り組みの進まない市町も存在するなど、地域による温度差が生じています。

< 豊かな国際性 >

兵庫県には古くからさまざまな国籍を持つ多数の外国人が居住し、地域の国際化、多文化化などが著しく進展しています。こうしたなかで、外国人であること、女性であることを理由とした多重の困難が生じないよう、配慮が求められています。

WHO神戸センター等の国際機関の立地を背景に、女性の健康問題への取り組みをはじめ、国際的取り組みへの連動、これらの取り組みへの積極的な貢献が求められます。

< 震災のもたらしたもの >

1995年(平成7年)に発生した阪神・淡路大震災は、戦後最大の都市型災害であり、人的・物的に大きな被害をもたらしました。しかし、その一方で、「人と人のつながり」の重要性が再認識されるとともに、県民同士の助け合いやボランティア活動が多彩に展開されるなど、住民の主体的な参画と協働による地域社会づくりへの気運が高まりをみせています。こうした中で醸成された「人権を尊重し、自律を重んじる」意識は、性にとらわれず、個性と能力を評価して支え合う「男女共同参画社会」の基盤を育てつつあります。

2 条例の名称について

本条例は、男女共同参画社会の実現に向けた県民、事業者、県などの各行動主体の責務を明らかにするとともに、施策の推進についての基本的事項等を定めたものであること、また、基本理

念や基本目標にとどまらず、男女共同参画社会の形成に向けて、多様な主体がそれぞれの役割と責任を担いつつ、取組を進めることを促進するための条例であり、県民にも親しみやすい名称という観点から、「男女共同参画社会づくり条例」とすることが望ましい。

3 条例に盛り込むべき内容について

1 前文

以下のような内容を盛り込んだ前文とすること。

すべての人は生まれながらにして平等であり、男女の人権は性別にかかわらず尊重されなければならない。

兵庫県では、男女共同参画社会の実現に向けて、国際社会や国内の動向と協調しながら、さまざまな取り組みを進めてきた。しかしながら、女性に対するあらゆる形態の暴力などの人権侵害や人為的につくられた性別観及び固定的な性別役割分担を前提とした制度・慣行等が依然として存在している。

こうした中で、少子・高齢化の一層の進行等、社会経済情勢の急速な変化に対応し、県民一人ひとりが真に豊かで、安心と生きがいをもてる生活を実現していくためには、男女が共にその個性と能力を十分に発揮できる環境が整備されなければならない。また、女性の多くが妊娠・出産の機能を持つという点に十分に配慮するとともに、そのことを理由にした差別が行われないようにしなければならない。男女が、性別にとらわれることなく、共に対等な立場に立って、職場、家庭、地域でのバランスのとれたライフスタイルを実現することが強く求められている。

兵庫県では、阪神・淡路大震災からの復興の教訓として、県民と県・市町がともに公を担うことの大切さを学んだ。男女共同参画社会の実現についても、行政だけではなく、多様な主体の参画と協働により担っていくことが重要である。さらに、兵庫県は、都市と農林水産業を主な生業としている地域を併せ持ち、気候風土にも多様性が見られる。こうした地域の多様性が、人々の生活、慣習、意識等にも深く影響を与えている。

こうした地域特性にも配慮しながら、すべての県民の人権が平等に保障され、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を分かちあう社会を構築していくため、参画と協働の理念のもと、県、県民、事業者がそれぞれの役割と責任を担いながら、男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定する。

2 目的

男女共同参画社会の形成に関して、基本理念を定め、その実現に向けた県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進についての基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すること、を条例の目的とすること。

3 定義

「男女共同参画社会の形成」「積極的改善措置」「セクシュアル・ハラスメント」について、以下のとおり定義すること。

(1) 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置

(1)に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手方の人間としての尊厳を傷つけたり、生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

4 基本理念

男女共同参画社会の形成は、男女共同参画社会基本法の基本理念を踏まえることはもとより、次のような基本理念により進められることが必要である。

(1) 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならないこと。

(2) あらゆる分野への男女の共同参加・参画

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、政治、家庭、職場、地域等、社会のあらゆる分野に共に責任を担って参加し、主体的に立案の段階から参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならないこと。

(3) 参画と協働による成熟した市民社会の構築

男女共同参画社会の形成は、自律し自立した個人の連帯によって形成された社会である市民社会の構築が不可欠であることから、行政だけではなく、多様な主体の参画と協働のもとに進められなければならない。

5 基本目標

男女共同参画社会の形成を促進するため、男女共同参画社会基本法の基本理念や前述の基本理念を踏まえて、次のような基本目標により取り組みを進める必要がある。

(1) 男女共同参画に向けての社会システムの変革

男女の固定的な役割分担を前提とした制度・慣行等を改善すること、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策や方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること、男女共同参画の視点に立った学校教育、生涯学習等を推進すること。

(2) 働く場における男女共同参画の推進

職業生活において、男女がともに自らの個性と能力を十分発揮することができるよう均等な機会と待遇を確保すること、多様な働き方が可能となるシステムを構築すること。

(3) 生活の場における男女共同参加・参画の推進

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たすこと、男女が充実した家庭や地域における生活を楽しみながら就業できる環境を整備すること。

(4) 女性がすこやかにすごせる社会の形成

女性に対するあらゆる形態の暴力を根絶すること、女性の身体には、妊娠や出産のための仕組みが備わっているため、その身体的機能を尊重し、生涯にわたって女性の健康の保持及び増進を確保すること。

(5) 男女がともに安心して暮らせる生活環境の整備

男女が安心して生活することができる高齢社会を構築すること、社会的に困難な状況にある男女の生活の安定を図ること。

(6) 国際社会への貢献と交流・協調の推進

男女がともに国際社会及び地域社会の一員として尊重されるとともに、異文化を理解し、国際交流、国際協力に参画する機会を確保すること。

6 責務

(1) 県の責務

- (ア) 県は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。
- (イ) 県は、男女共同参画社会の形成の促進にあたり、県民、事業者、市町、国、都道府県等と連携・協働して取り組むよう努めること。

(2) 県民の責務

- (ア) 県民は、男女共同参画社会の形成について理解を深め、男女共同参画社会の形成の促進に寄与するよう努めること。
- (イ) 県民は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するように努めること。

(3) 事業者の責務

- (ア) 事業者は、その事業活動を行うにあたり、男女共同参画社会の形成の促進に寄与するよう努めること。
- (イ) 事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するように努めること。

7 団体等との連携及び協働

県は、団体等の活動が地域における男女共同参画社会の形成と密接な関係にあることに鑑みて、団体等が男女共同参画社会の形成の促進に寄与するよう自覚を促すとともに、これとの連携及び協働を図ること。

また、県は、団体等が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動について、支援及び促進を図ること。

8 性別による権利侵害の禁止

(1) 性別による差別的取扱い

何人も、職場、学校、家庭、地域社会その他のあらゆる場において、性別による差別的な取扱いをしてはならないこと。この性別による差別的取扱いの中には、表面上は男女異なる取り扱いを行っていないが、一方の性に差別的効果をもたらすような取り扱いを含む。

(2) セクシュアル・ハラスメント

何人も、職場、学校、家庭、地域社会その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならないこと。

(3) 男女間における暴力的行為

何人も、家庭等において、男女間における身体的、精神的、性的、社会的、経済的その他のあらゆる形態の暴力的行為を行ってはならないこと。

(4) 公衆に表示する情報に関する留意

何人も、公衆に表示する情報において、人為的につくられた性別観、性別による固定的な役割分担及び女性に対するあらゆる形態の暴力的行為を助長し、連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないように努めること。

9 計画の策定

(1) 県は、男女共同参画社会基本法第14条第1項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する兵庫県男女共同参画計画を策定しなければならないこと。

(2) 知事は、兵庫県男女共同参画計画を策定するにあたっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずること。

(3) 知事は、兵庫県男女共同参画計画を策定するにあたっては、兵庫県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならないこと。

(4) 知事は、兵庫県男女共同参画計画を策定したときは、速やかに公表するものとする。

(5) 兵庫県男女共同参画計画の変更については、策定手続きを準用すること。

10 県施策の策定及び実施にあたっての配慮

県は、あらゆる施策の策定及び実施にあたって、基本理念の反映に努め、男女共同参画社会の形成の促進に配慮すること。

11 県民等の理解を深めるための措置

県は、男女共同参画社会の形成に関し、県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずること。

12 家庭・地域生活と職業生活との両立支援

県は、男女が共に家庭・地域生活と職業生活を両立することができる環境整備に向けた支援を行うように努めること。

13 教育の場における男女共同参画社会の形成促進

県は、あらゆる教育の場において、男女共同参画社会の形成の促進に努めること。

14 積極的改善措置

県は、その設置する附属機関等の委員等を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

15 市町等に対する支援

県は、男女共同参画社会の形成の促進に関して市町が実施する施策及び県民又は事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

16 調査研究

県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めること。

17 年次報告

知事は、毎年、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況等を明らかにする年次報告を作成し、公表するものとする。

18 事業者からの報告等

- (1) 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの状況について報告を求められることができる。
- (2) 知事は、把握した状況をとりまとめ、公表することができる。
- (3) 知事は、報告があったときは、当該事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

19 事業者との協定

- (1) 知事は、事業者が事業活動において男女共同参画社会の形成に向けて行う自主的な取り組みを促進するため、事業者との間に協定を締結することができる。
- (2) 協定締結項目は、次に掲げるものとする。
 - (ア) 男女の仕事と家庭の両立に向けた環境整備に関する事。
 - (イ) セクシュアル・ハラスメント防止のための取り組みに関する事。
 - (ウ) 女性の積極的な活用に関する事。
 - (エ) その他事業活動における男女共同参画社会の形成の促進に向けた取り組みに関する事。

20 農林水産業及び商工業等の自営業における男女のパートナーシップの確立

県は、農林水産業及び商工業等の自営業において、家族従事者が経営の方針及び決定に共同して参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

21 推進体制の整備

県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制の整備を行うこと。

22 拠点施設の整備

- (1) 県は、男女共同参画社会の形成の促進を図るため、多様なライフスタイルに対応した就業に関する支援をはじめ男女共同参画に関するさまざまな課題の解決に向けた施策を総合的に推進する施設である女性センターの機能の充実、強化に努めること。
- (2) 男女共同参画の観点から、施設の名称を変更すること。

23 男女共同参画推進員の設置

県民による男女共同参画社会の形成の促進に関する活動並びに当該活動を行う者相互の協力及び連携を支援するため、男女共同参画推進員を設置すること。

24 第三者機関の設置

- (1) 知事は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策若しくは男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県民からの申出を適切かつ迅速に処理するための第三者機関を設置すること。
- (2) 県民は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策若しくは男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前述の第三者機関に申し出ることができること。
- (3) 当該機関は、前述の申出を受け、自ら調査し、必要があると認めるときは、県の関係機関に対しては、是正その他の措置をとるよう勧告等を行うとともに、関係者に対しては、助言、是正の要望等を行うものとする。

25 兵庫県男女共同参画審議会

- (1) 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について調査審議するとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関して知事に意見を述べることができる兵庫県男女共同参画審議会を設置すること。
- (2) 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織すること。
- (3) 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満としないこと。
- (4) 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

兵庫県男女共同参画推進委員会委員名簿

	伊藤 あや子	神戸市婦人団体協議会理事
	伊藤 公雄	大阪大学人間科学部教授
	上杉 孝實	龍谷大学文学部教授、京都大学名誉教授
	加藤 恵正	神戸商科大学商経学部教授
	北野 美智子	兵庫県連合婦人会会長
	小林 良守	兵庫県社会福祉協議会事務局長
	佐藤 友美子	サントリー不易流行研究所部長
	嶋 千世	兵庫県生年洋上大学同窓会会計長
	野々山 久也	甲南大学文学部教授
	長谷川 京子	弁護士
	朴木 佳緒留	神戸大学発達科学部教授
	松岡 さよ	日本労働組合総連合会兵庫県連合会女性委員会副委員長
	南 裕子	兵庫県立看護大学学長
	宮地 民子	兵庫県女医会長
	三輪 昌子	生活評論家
	村上 早百合	神戸新聞社論説委員
	森 健祐	庫県経営者協会常務理事・事務局長
	山下 淳	山下 淳
	山本 絹子	(株)パソナ 常務執行役員

座長 副座長
政策部会部会長 政策部会員

兵庫県男女共同参画推進委員会の開催経過

平成13年7月 2日	男女共同参画推進委員会 第1回全体会 ・委員会の運営について ・ひょうご男女共同参画プラン21について ・今年度のスケジュールについて
------------	--

平成13年7月10日	男女共同参画推進委員会 第1回政策部会 <ul style="list-style-type: none"> ・条例について ・今年度のスケジュールについて ・兵庫県の男女共同参画の推進に係る条例について
平成13年8月 2日	男女共同参画推進委員会 第2回政策部会 <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県の男女共同参画の推進に係る条例の検討事項について
平成13年8月 9日	男女共同参画推進委員会 第3回政策部会 <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県の男女共同参画の推進に係る条例の検討事項について
平成13年8月28日	男女共同参画推進委員会 第4回政策部会 <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県の男女共同参画の推進に係る条例の検討事項について
平成13年9月 4日	男女共同参画推進委員会 第2回全体会 <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県男女共同参画推進条例(仮称)の基本的な考え方の論点整理(案)について
平成13年10月3日 ~ 10月31日	県民意見募集(県内10箇所の意見交換会等)
平成13年11月21日	男女共同参画推進委員会 第5回政策部会 <ul style="list-style-type: none"> ・主な県民意見について ・提言(案)について
平成13年12月12日	男女共同参画推進委員会 第6回政策部会 <ul style="list-style-type: none"> ・条例に対する提言(案)について
平成14年1月21日	男女共同参画推進委員会 第3回全体会 <ul style="list-style-type: none"> ・条例に対する県民意見募集の概要について ・条例に対する提言(案)について